

出席停止について

学校保健安全法に基づく出席停止は下記のとおりです。下記に示す「学校で予防すべき感染症」にかかった場合は、学校へ連絡していただき、御家庭にて療養してください。

なお、疾病が治癒し登校される場合は、「治癒報告書」を御提出ください。

記

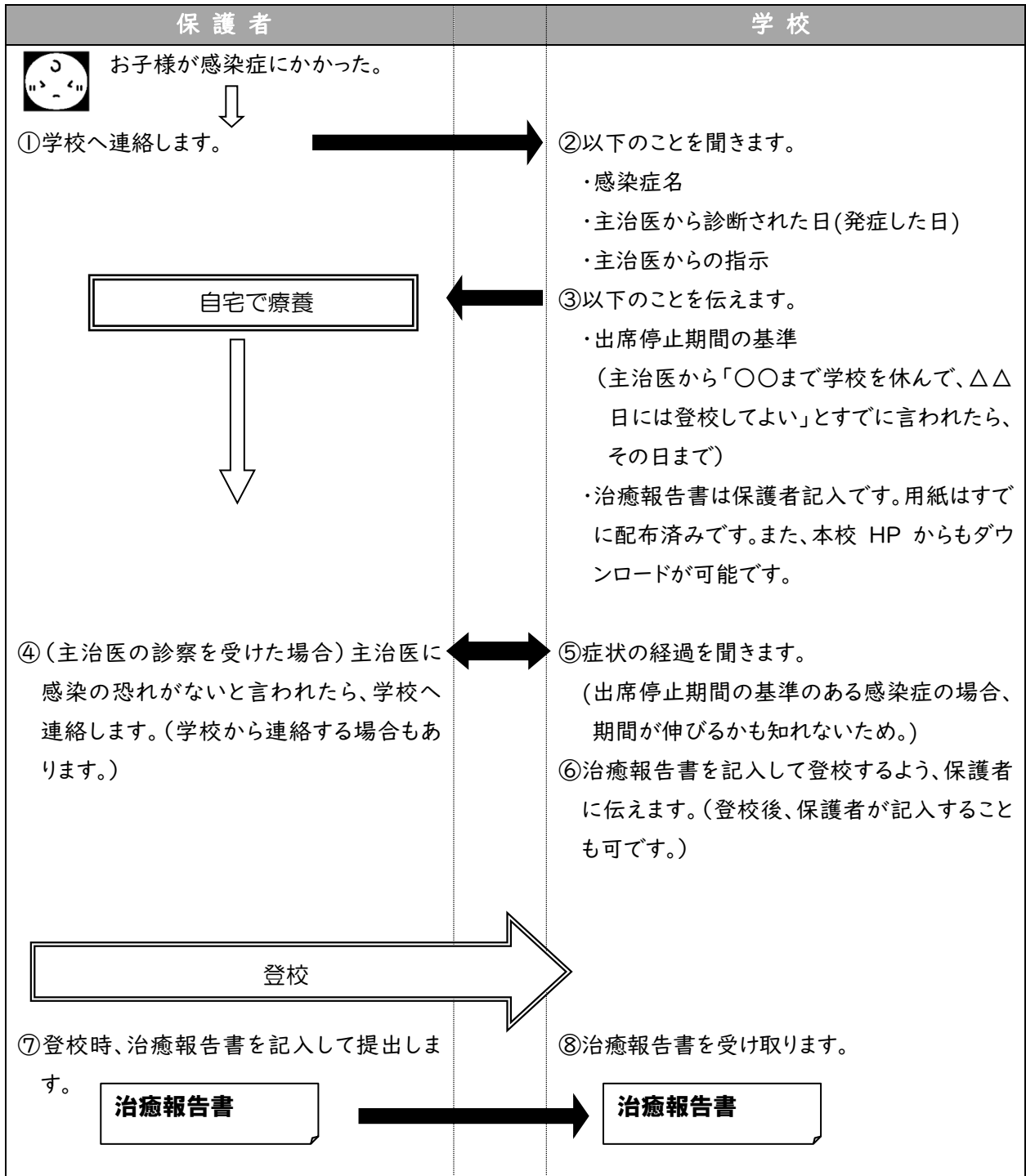
1 学校で予防すべき感染症と出席停止期間のめやす

<p><第1種> 治癒するまで出席停止です。 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、その他新しい感染症など大規模に流行の危険がある感染症</p>	
<p><第2種> 感染症によって出席停止期間が異なります。</p>	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼稚部は3日）を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで *出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨。
百日ぜき	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳の後ろ（耳下腺）、あごの下（顎下腺）又は舌の下（舌下腺）のはれ（腫脹）が現れた後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになる（痂皮化する）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
<p><第3種> 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止です。 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ熱） その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病など）</p>	

<注意事項>

- ・ 検査では陰性でも、主治医の指示により投薬治療等を行って登校しないように指示された場合、該当期間は出席停止とします。
- ・ 医師が感染症予防上支障ないと認めるときは、表中の出席停止期間によりません。
- ・ 「学校で予防すべき感染症」の第1種または第2種について
 - 【家族の中でかかっている ・流行地域から通学している ・流行地域を旅行した場合】
 - 必要に応じて「出席停止」をお願いすることがあります。（御家族に感染している方がいる場合、主治医にお子様の学校での対応を聞いていただけると良いです。）
- ・ 「学校で予防すべき感染症」にない感染症についても、流行の予防上「出席停止」をお願いすることがあります。

2 出席停止から再登校までの流れ



出席停止期間中は、主治医の指示に従い、自宅等でゆっくり休んでください。また、出席停止期間が明けても体調が万全でない場合は、自宅にて静養することをお勧めします。